

わがまち特例（償却資産で主要なもの）

根拠法令は、令和5年度現在のものです。

特例対象	適用期限	特例率	対象資産の例	取得時期	根拠法令	市税条例	備考
家庭的保育事業	期限なし	2分の1	児童福祉法の規定により家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産		地方税法第349条の3第27項	熊谷市税条例第61条の2	平成30年度以降
居宅訪問型保育事業	期限なし	2分の1	児童福祉法の規定により居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産		地方税法第349条の3第28項	熊谷市税条例第61条の2	平成30年度以降
事業所内保育事業	期限なし	2分の1	児童福祉法の規定により事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産		地方税法第349条の3第29項	熊谷市税条例第61条の2	平成30年度以降
汚水又は廃液処理施設	期限なし	2分の1	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設のうち、沈殿又は浮上装置、油分分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等	平成30年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第2項第1号	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従いません。
下水道除害施設	期限なし	5分の4	新たに下水道が整備されることにより設置義務が生じた者が設置した除害施設のうち、沈殿又は浮上装置、油分分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等。	令和4年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第2項第5号	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従いません。
都市再生における公共施設等 （特定都市再生緊急整備地域を除く）	5年間	5分の3	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により新たに取得した公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設その他公益的施設	平成27年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第14項	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従いません。
再生可能エネルギー発電設備 （太陽光（1,000kw未満））	3年間	3分の2	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は、系統連携用保護装置。 <u>（認定を受けたものを除く。）</u>	令和2年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第25項第1号イ	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従いません。
再生可能エネルギー発電設備 （風力（20kw以上））	3年間	3分の2	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 （認定を受けたものに限る。）	令和2年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第25項第1号ロ	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従いません。
再生可能エネルギー発電設備 （地熱（1,000kw未満））	3年間	3分の2	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 （認定を受けたものに限る。）	令和2年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第25項第1号ハ	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従いません。
再生可能エネルギー発電設備 （バイオマス（10,000kw以上 20,000kw未満））	3年間	3分の2	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）	令和2年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第25項第1号ニ	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従いません。
再生可能エネルギー発電設備 （太陽光（1,000kw以上））	3年間	4分の3	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 <u>（認定を受けたものを除く。）</u>	令和2年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第25項第2号イ	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従いません。
再生可能エネルギー発電設備 （風力（20kw未満））	3年間	4分の3	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 （認定を受けたものに限る。）	令和2年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第25項第2号ロ	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従いません。
再生可能エネルギー発電設備 （水力（5,000kw以上））	3年間	4分の3	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 （認定を受けたものに限る。）	令和2年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第25項第2号ハ	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従いません。

再生可能エネルギー発電設備 (水力(5,000kw未満))	3年間	2分の1	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (認定を受けたものに限る。)	令和2年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第25項第3号イ	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に 取得したものは、従 前の法令に従いま す。
再生可能エネルギー発電設備 (地熱(1,000kw以上))	3年間	2分の1	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (認定を受けたものに限る。)	令和2年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第25項第3号ロ	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に 取得したものは、従 前の法令に従いま す。
再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス(10,000kw 未満))	3年間	2分の1	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー 発電設備(認定を受けたものに限る。)	令和2年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第25項第3号ハ	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に 取得したものは、従 前の法令に従いま す。
特定事業所内保育施設	5年間	2分の1	子ども・子育て支援法に規定する仕事・子育て両立支援事業 のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が 事業所内保育事業を目的とする施設(児童福祉法の規定に よる届出がされたものに限る。)のうち当該政府の補助に 係るもの(「特定事業所内保育施設」)の用に供する 固定資産であって、有料で借り受けた固定資産以外の 固定資産。	平成29年4月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第32項	熊谷市税条例附則第10条の2	
雨水貯留浸透施設	期限なし	3分の1	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水浸透阻害行為 による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようと する工事により設置された、雨水を一時的に貯留し、 又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、 浸水被害の防止を目的とする雨水貯留浸透施設のうちで、 県知事が技術的基準に適合すると認めたもの	令和3年11月1日から令和6年3月31日	地方税法附則第15条第42項	熊谷市税条例附則第10条の2	当該期間より前に 取得したものは、従 前の法令に従いま す。